

窪田：ディコロナイゼーションと大学

- 戦前から学術目的で、アイヌ民族の遺骨（とその他の民族の遺骨）が、収集され、全国の大学に、数多く保管されてきていた
- 文部科学省アイヌ遺骨所在調査 2011年～2017年
12大学に1676体、17博物館等に133体
- 白老ウポポイに建設された慰霊施設
2020年3月に集約＝一時的な対応
調査、返還への努力が十分でなく、アイヌの人々の不信感が強い
- 2020年9月2日 日本学術会議「記録」
『先住民族との和解と共生—アイヌの遺骨・副葬品の返還をめぐる—』
地域研究委員会・歴史的遺物返還に関する検討分科会
2018年1月～2020年9月の間に、11回の分科会

反-反-多様性とレイシャル・ハラスメント対策について

板垣竜太

同志社大学
ritagaki@mail.doshisha.ac.jp

1 多様性をめぐって

- 多様性：「私たちすべてに共通するものが差異」(Joan W. Scott)
- 反-多様性：同化主義的／差異主義的 – 車の両輪
- 反-反-多様性：「反-反-相対主義」(Clifford Geertz)から着想した問題提起
 - 価値実現のための「反」との闘い

2 大学のレイシャル・ハラスメント対策

(事例)日本人教員が在日コリアン学生を指名、在日についての意見を求める。コメントパーに「文句を言うなら帰れ」。教員ノーコメント。開き直った教員に学生はショックを受け、キャンパスで動悸・頭痛。

- 2021年度、京都市内19大学回答
- セクシュアルH、アカデミックH、パワーHはほぼ全大学が対策
- レイシャルHの明記は1大学のみ
- 他のカテゴリーとともに「人種」「国籍」「民族」によるハラスメントを対象としていたのは8大学

- 法令・大学認証制度の影響
- 人種差別撤廃条約(1965国連採択、1995日本加入)の国内法未整備
- ①学内の立法事実、②法的基礎、③歴史的な「負のレガシー」の是正
 - 大学が先駆けてレイシャル・ハラスメント対策を積極推進すべき

3 「国民」「日本人」言説の排除効果

- 一部の「ハラッサー」だけの問題ではない：大学・公的機関による差別・排除の助長という問題
- 「留学生」と「日本人学生」の二分法の問題点
- 科研費交付にあたっての「誓約」：①「国民の税金」、②「国民の信頼」「国民の負託」

大学の多様性施策を後押しし得るカスタハラ防止法制—SOGIを中心に

- 大学でも、学生のリアクションペーパーなどで性的指向・性自認（SOGI）に関する差別的言動が散見される。教職員の中からも差別や偏見に基づくと捉えられる事例が聞かれる。
- 改正労働施策総合推進法（以下「労推法」という）が2026年10月に施行され、大学を含む各事業主に「カスタマーハラスメント防止措置」を義務付ける。違反した場合は労働局からの指導や勧告、事業主名公表等がある。
- 指針には「相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うこと」「労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該労働者が開示することを強要する若しくは禁止すること」が法の防止対象の例として明示されている。
※解釈通達：「なお、性的指向・ジェンダーアイデンティティ**以外の**労働者の**属性に関する侮辱的な言動**についても、職場におけるカスタマーハラスメントの3つの要素を全て満たす場合には、これに**該当する**こと。」
- 労推法上の「顧客等」は指針に「顧客（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある潜在的な顧客も含む。）、取引の相手方（今後取引する可能性のある者も含む。）、施設の利用者（駅、空港、病院、**学校**、福祉施設、公共施設等の施設を利用する者をいい、今後利用する可能性のある者も含む。）その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者」「施設・サービスの利用者及びその家族」「事業主の行う事業に関する内容等に関し問い合わせをする者」「施設の近隣住民」と例示されている。
- 大学の場合は、学生やその家族などの顧客等に対して「カスタマーハラスメント」へ毅然と対応する旨その他の啓発をはじめとする防止措置義務を負うと解される。（*教職員間のハラスメントには従来から防止措置義務を負う）
- 大学は2026年10月から学生や家族などの顧客等に、SOGIをはじめとする属性に関するハラスメントへの啓発等の予防措置義務を負うことになる。▶やった方がよい施策ではなく、やらなければならない義務を負う施策となる。

青山学院大学の取組みから

青山学院大学法学部 申恵丰

2021年 ジェンダー研究センター発足

目的：青山学院及び社会におけるジェンダー平等と性の多様性尊重の促進
教育・研究・社会貢献の3本の柱

- ✓ 教育：ジェンダー平等教育の推進
- ✓ 研究：ジェンダー研究の発展
- ✓ 社会貢献：社会的発信・協働



2022年 法学部にヒューマンライツ学科開設

- 📖 普遍的な人権に対する確かな人権感覚と法的知識を身につけ、社会に寄与する力を育成する新しい学科としてスタート。

2026年 理工学部で女子特別入試を導入

- 📖 女性差別撤廃条約4条にいう「暫定的特別措置」が法的根拠。特に女子比率の低い4学科（物理化学科、電気電子工学科、機械創造工学科、情報テクノロジー学科）で各5人を書類審査・基礎学力調査・面接で選抜。「優遇策でなく是正策であり、全学科女性比率20%超の目的を達成した時点で見直し検討」